

令和7年 第2回定例会

令和7年8月5日（火）

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

令和7年8月5日（火曜日）午前10時5分 開会

---

○議事日程

1 報 告

- (1) 令和7年2月から令和7年7月までの例月出納検査の結果について
- (2) 令和6年度定期監査の結果について

2 日 程

- 追加日程第1 議会議案第1号 議会議長の辞職許可について
- 追加日程第2 選挙案第1号 議会議長の選挙について
- 日程第1 発議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第2 同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議 案第4号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）  
議 案第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について  
議 案第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合行政財産使用料条例の制定について
- 日程第4 認定案第1号 令和6年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

○会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで

---

○出席議員（11名）

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 萬津力則      | 2番 | 弓場義文      |
|    | (大和高田市議会) |    | (大和高田市議会) |
| 3番 | 大橋基之      | 4番 | 榎堀秀樹      |
|    | (天理市議会)   |    | (天理市議会)   |
| 5番 | 大谷敏治      | 6番 | 辰己圭一      |
|    | (山添村議会)   |    | (三郷町議会)   |
| 7番 | 森田裕康      | 8番 | 阪本学       |

(安堵町議会)  
10番 服部公英  
(上牧町議会)  
12番 大西孝幸  
(河合町議会)

(川西町議会)  
11番 青木義勝  
(広陵町議会)

---

欠席議員（1名）

9番 川 緒 実 希 子  
(三宅町議会)

---

○出席理事者

管理者	並 河 健	副管理者	森 田 浩 司
	(天 理 市 長)		(三 宅 町 長)
理 事	野 村 栄 作	理 事	木 谷 慎 一 郎
	(山 添 村 長)		(三 郷 町 長)
理 事	西 本 安 博	理 事	小 澤 晃 広
	(安 堵 町 長)		(川 西 町 長)
理 事	阪 本 正 人	理 事	吉 村 裕 之
	(上 牧 町 長)		(広 陵 町 長)
理 事	森 川 喜 之	事 務 局	前 田 典 昭
	(河 合 町 長)		(事 務 局 長)
事 務 局	山 下 知 一		
	(総 務 課 長)		

---

欠席理事者（1名）

副管理者 堀 内 大 造  
(大和高田市市長)

---

○議会事務局職員

事務局長	岩 城 昌 美	書 記	寺 垣 内 正 典
書 記	拝 原 公 亮		

開会 午前 10時5分

**○大橋議長** ただいまより、令和7年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

管理者より、定例会招集についてのご挨拶がございます。管理者。

**○並河管理者** 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本組合新クリーンセンターにつきましては、5月から本格運行を行っておりますが、議会の皆様の大変なお力添えによりまして順調にごみ処理のほうを進めさせていただいております。また、傘下10市町村内外から自治会、各種団体等の視察が続き、そして温浴施設などについては、休日で1日700名前後、平日においても400から500名の方がご来場されるという形で、非常ににぎわいの施設となっております。竣工に至るまでの議会の皆様のご尽力に重ねて御礼を申し上げますとともに、引き続きの運営へのお力添えをお願いする次第でございます。

そして、この定例会には、同意案、令和7年度一般会計補正予算（第1号）、条例案、令和6年度歳入歳出決算認定案についてなど、重要な議案の審議を予定しております。慎重なご審議をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○大橋議長** 現在の出席議員は11名で、議会は成立いたしました。

議席の指定をいたします。議席は、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第3条第1項の規定により議長より指定いたします。

今回、新たに三宅町議会より選出されました川鰭実希子議員の議席を9番に指定いたします。

令和7年2月から令和7年7月までの例月出納検査の結果について及び令和6年度定期監査の結果について監査委員より監査報告があり、それぞれ配付物を配付しておりますので、ご清覧をお願いいたします。

会期の件について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第71条の規定により、会議録

署名議員を指名いたします。7番、森田裕康議員、8番、阪本学議員、以上2名の方をお願いいたします。

議事の都合により、副議長と交代いたします。

**○萬津副議長** しばらく議長と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

ただいま大橋基之議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、日程を追加し、順序を変更して順次追加日程を議題といたしましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### 追加日程第1 議会議案第1号 議会議長の辞職許可について

**○萬津副議長** 追加日程第1 議会議案第1号 議会議長の辞職許可についてを議題といたします。本件については、大橋基之議長の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定により、大橋基之議長の退場を求めます。

(大橋議長 退場)

辞職願を職員に朗読させます。議会事務局長。

**○事務局長** 辞職願、今般都合により、組合議会議長の職を辞職いたしたいので、ご許可賜りたくお願い申し上げます。令和7年8月5日、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議長、大橋基之。山辺・県北西部広域環境衛生組合議会副議長、萬津力則様。

以上でございます。

**○萬津副議長** ただいま上程になりました議会議長の辞職許可については、地方自治法第108条の規定により、大橋基之議長の辞職を許可することにいたしまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、大橋基之議員の議会議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大橋基之議員の入場を許可します。

(大橋議員 入場)

ただいま辞職されました大橋基之前議長のご挨拶があります。大橋議員。

**○大橋議員** ただいまご紹介いただきました大橋でございます。組合組織ができ

まして10年、本当に10年一昔と言いますが、あつという間の10年でございました。構想からそしてまた現実にこういうふうな形になりまして、東京にも何回も行かせていただきました。一番つらかったのは、やっぱり予算がなかなか決まらないということで、東京陳情行きまして環境省、総務省、いろんなどころに行かせていただきまして、全国でも類がないというふうなこの広域のやまとecoクリーンセンター。やはりつくるならしっかりと市町村民の期待に応えられるような、そういうふうな施設にするというのは、それが一番の課題かなというふうなことも思っておりました。

地域の方は本当にクリーンセンターを持ってくるというのは、どこのところも同じなのですが、なかなかご了承もしていただけなかったというようなこともあります。やはり丁寧な説明、そしてまた何回も足を運びながら、そして最終的にはいろいろ地域の貢献というようなことまで結びつきまして、最終的には本当にご理解をいただきまして、今回すばらしいクリーンセンターが完成をしました。

交通のアクセスにしても本当に渋滞もなく、そしてまたあまりパッカー車を見ないというふうな、そういうふうな意見も市内でも聞いております。環境に優しい、そしてまたごみを焼却するというのは問題があるのですが、やはり最新設備の中で本当に何も無い、子供たちにも高齢者にも優しい、そしてそういうふうな市民の願いのクリーンセンターがやっと5月から稼働いたしました。

先ほど管理者も話をされておりましたが、クリーンセンターの中のお風呂の施設もあるのですが、今、平日400人から500人、そしてまた土日は700人、800人、ひと月に換算しますと1万人ぐらいの方が来てるかなというのは、こういう施設はほかのクリーンセンターではないかなということも思っております。一番いろんな方が来られるというのは、無料というふうな、無料開放、そしてまた市民に貢献するというふうな形の中で、エネルギーを使いながら、熱エネルギーで風呂を沸かしながら快適に過ごしていただけるというのは、午前中から午後の遅い時間までたくさんの方が年齢を問わず来ていただいています。

管理者も奈良県でも類がないというふうな、そういうふうな天理市は健康ランドがあるんですけどね。そっちのほうはちょっとつらいかなということも思っておりますが、しっかりと地域で貢献をさせていただけるというふうなところで進ませていただいております。

10年間本当に皆様のご推挙の中で、この議長職をさせていただきました。本当にすばらしいクリーンセンターが完成して、それでまた次期議長に交代する。これが一番かなというふうなことも思っております。しっかりとこの10年間やらせていただきました。そしてまた協議もさせていただきました。その成果があ

り、やはりこのクリーンセンターが完成した。それはもう10市町村全部の力、そしてまた周辺地域の理解の力かなというようなことも思っておりますので、これから50年、しっかりと市民の生活を支える、そういうふうなごみ行政の中で、また進んでいきたいかなということも思っております。

奈良県ではない、日本全国でもない。胸を張って誇れるようなクリーンセンターが完成しましたので、やっとこの議長職を降りるようなことになりましたので、内面的にはもうほっとしております。これからは一般の議員といたしまして、いろいろ議長も支えながら、しっかりとこれからの運営に対してもまた意見も言いながら、そしてまた改善もしていくと思いますが、どうぞこれからこの10市町村のすばらしい組合、存続できますように、そしてまた今日ご参加の皆様のご健勝ご多幸も祈念をいたしまして、議長の退任のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

## 追加日程第2 選挙案 第1号 議会議長の選挙について

**○萬津副議長** 追加日程第2 選挙案第1号 議会議長の選挙についてを議題といたします。ただいま上程になりました選挙案は、ただいま議会議長の辞職が許可され、議長が欠員となりましたので、地方自治法第103条第1項の規定により議会議長の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法につきましては、私より指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、指名方法については、私より指名することといたします。議会議長に、天理市議会から選出の榎堀秀樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました榎堀秀樹議員を議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、榎堀秀樹議員が議会議長に当選されました。

ただいま議会議長に当選されました榎堀秀樹議員が議場におられますので、本席から、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第31条第2項の規定により当選告知をいたします。議会議長に当選されました榎堀秀樹議員から当選の承諾並びに就任のご挨拶があります。榎堀秀樹議員。

**○榎堀議長** このたび本組合の議長として、組合議員の皆様方からご推挙を賜りました、天理市議会の榎堀でございます。ご推挙を賜りましたことに心より感謝を申し上げますとともに、改めてその職責の重さを痛感しているところでございます。

今後は、本組合の発展並びに住民の皆様方の負託に応えるためにも、公平公正な議会運営に努めてまいり所存でございますので、皆様方にはご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○萬津副議長** それでは、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(新議長 議長席に着席)

---

**日程第1 発議案 第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報  
の保護に関する条例の一部改正について**

**○榎堀議長** 日程第1 発議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま上程になりました発議案については、提案者、大橋基之議員に説明を求めます。3番、大橋基之議員。

**○大橋議員** 提案者を代表いたしまして提案をさせていただきます。ただいま上程になりました、発議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案者を代表して提案説明をいたします。

本発議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたこと、また、個人情報保護に関する法律第84条に規定されております、事務処理上の混乱等により、期間を延長する場合の期限の特例の適用につきまして、法律に規定されている60日以内を44日以内と読み替える規定を設ける必要があることから、所要の改正をしようとするものでございます。

以上をもって、本発議案の提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**○榎堀議長** ただいま提案者より説明があったとおりであります。本発議案に対し、ご意見等ございませんか。

別にご意見がなければ、本発議案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本発議案を原案どおり可決確定することに決しました。

## 日程第2 同意案 第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任 につき同意を求めることについて

**○榎堀議長** 日程第2 同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま上程になりました同意案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

**○並河管理者** ただいま上程されました、同意案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

本案は、組合規約第9条の規定によりまして、三宅町長である森田浩司氏を本組合の副管理者としてお願いするものでございます。皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○榎堀議長** ただいま提案者より説明があったとおりであります。本同意案に対しご意見等ございませんか。別にご意見がなければ、本同意案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本同意案を原案どおり同意することに決しました。

ただいま同意いたしました森田浩司氏よりご挨拶があります。

**○森田副管理者** このたび山辺・県北西部広域環境衛生組合副管理者に選任の同意をいただきました三宅町の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今後につきましては、堀内副管理者共々並河管理者を補佐し、力を合わせ、本

組合の発展のため、誠心誠意努力してまいり所存でございますので、皆様方のご指導、ご高配を賜りますことをお願い申し上げ、就任のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

日程第3 議案第4号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）

議案第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

議案第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合行政財産使用料条例の制定について

**○榎堀議長** 日程第3 議案第4号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）から議案第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合行政財産使用料条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま上程になりました3議案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

**○並河管理者** ただいま上程されました、議案第4号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第6号 組合行政財産使用料条例の制定についての3議案を一括してご説明いたします。

まず、議案第4号の一般会計補正予算（第1号）の内容であります。2点であります。

1点目として、令和6年度の執行残返還金として、関係市町村に負担金をお返しするための補正予算、2点目としては、周辺地区環境整備基金を活用した事業を実施するに当たり、今回18件の事業計画書が提出されておりますので、その事業を実施するために必要な予算を基金から繰り入れるものとなっております。

1ページをご覧ください。

令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、第1条として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,614万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,203万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」によっております。

歳出からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 財政管理費、補正前の額が1億86

9万6,000円、補正額が5,486万3,000円であります。補正後の額は1億6,355万9,000円で、こちらの内容は、周辺地区環境整備事業を実施するために、周辺地区環境整備基金から一般会計に繰り入れるものとなっております。

続きまして、3款 事業費、1項 清掃費、1目 焼却費、補正前の額は17億4,534万7,000円、補正額が1,051万2,000円、補正後の額が17億5,585万9,000円でございます。

次に、2目 粗大・リサイクル費、補正前の額が4億7,620万3,000円、補正額が77万3,000円、補正後の額は4億7,697万6,000円となっております。これは後ほど、認定案第1号 令和6年度一般会計歳入歳出決算書のところでご説明いたしますけれども、令和6年度予算の執行残額が2,857万7,200円であったことから、その2分の1は財政調整基金に積み上げて、残りの半分を執行残による返還金として関係市町村に返還するために行う補正予算となっております。

続きまして、歳入についてご説明しますので、4ページをご覧ください。

4款 繰入金、1項 基金繰入金、2目 周辺地区環境整備基金繰入金、補正前の額が1億839万6,000円、補正額として5,486万3,000円、補正後の額が1億6,325万9,000円となっております、これは周辺地区環境整備事業の実施に伴うものであります。

続きまして、5款1項1目 繰越金、補正前の額が300万5,000円、補正後の額が1,128万5,000円、補正後の額1,429万円となっております。これは、執行残返還金に伴うものでございます。

一般会計補正予算（第1号）の説明は、以上であります。

続きまして、議案第5号 個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について、ご説明いたします。

こちらは、個人情報保護に関する法律第84条に規定されております、事務処理上の困難等につき、期間を延長する場合の期限の特例の適用について、法律に規定されている60日以内を44日以内と読み替える規定を設ける必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正についての説明は以上であります。

続きまして、議案第6号 組合行政財産使用料条例の制定についてであります、これは今回新しくやまとecoクリーンセンター・リサイクルセンターが完成したことに伴いまして、今後施設を運用していくに際し、行政財産の使用に関する

申し出があった場合に対応していくため、条例の整備を行うものでございます。

以上、3議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重なご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**○榎堀議長** ただいま提案者より説明があったとおりであります。本3議案に対し、質疑等ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

別に質疑がなければ、本3議案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本3議案は原案どおり可決確定いたしました。

#### 日程第4 認定案 第1号 令和6年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

**○榎堀議長** 日程第4 認定案第1号 令和6年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま上程になりました認定案については、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

**○並河管理者** 認定案第1号 令和6年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

認定案第1号の2ページをご覧くださいと思います。

1款1項 議会費、予算現額が72万9,000円、支出済額が33万9,161円、不用額が38万9,839円となっております。これは、陳情に伴う旅費について、宿泊を含めて2回分計上しておりましたが、実際には日帰りの陳情が1回で済んだことに伴うものであります。

2款 総務費 1項 総務管理費、予算現額2億6,563万円、支出済額は1億6,414万7,099円で、不用額は1億148万2,901円であります。この不用額は大きく2つの要因がございます。まず一点目として大阪湾フェニックスセンターへ搬入する焼却灰が想定よりも少なく済んだことから、委託料が不要となりました。また、二つ目の要因として、周辺地区整備事業について、令和6年度に計上した6,500万円ほどの事業が最終的に令和7年度に支払うこととなったことに伴っております。

3款 事業費 1項 清掃費、予算現額が274億8,155万6,000円、

支出済額は274億7,986万2,294円で、不用額169万3,706円  
であります。この不用額は、やまとecoリサイクルセンターにおいて試運転期間中  
に処理を予定しておりました小型家電の処理委託が、処分量の関係から令和6年  
度は不要となったことによるものでございます。

4款 1項 予備費、予算現額367万2,000円、支出済額が0円で、不  
用額は367万2,000円であります。

歳出合計、予算現額277億5,158万7,000円、支出済額が276億  
4,434万8,554円で、不用額1億723万8,446円であります。

歳入につきましては、この後説明させていただきますが、表の下段であります。  
歳入歳出差引残額が2,857万7,200円で、2分の1の1,428万8,  
600円を財政調整基金に繰り入れ、残りを各市町村にごみ量で案分して返還す  
るものであります。

続きまして、1枚戻っていただき1ページの歳入をご覧ください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、予算現額及び調定額189億7,0  
07万3,000円、収入済額が189億5,214万8,645円で、1,7  
92万4,355円の減となっております。これは令和6年度中に発生した売電  
及び有価物の売却益について、負担金からこれを戻出したものによるものであり  
ます。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、予算現額が86億3,643万9,0  
00円、調定額及び収入済額が86億3,644万円で、1,000円の増とな  
っております。これは予算要求時、施設ごとに国費を予算計上しておりましたが、  
国から総事業費一括による計算で交付されたことから、四捨五入の関係で増額と  
なったものであります。

3款 財産収入、1項 財産運用収入、予算現額11,000円、調定額及び  
収入済額20万7,578円、19万6,578円の増となっております。これ  
は、周辺地区環境整備基金等の利子収入となっております。

4款 繰入金、1項 基金繰入金、予算現額1億3,613万円、調定額及び  
収入済額が5,715万1,707円、7,897万8,293円の減となっ  
ています。これは周辺地区環境整備事業について、令和6年度に計上した6,50  
0万円ほどの事業が令和7年度に支払うことになったと、先ほどの説明のとおり  
であります。

5款 1項 繰越金、予算現額893万円、調定額及び収入済額が892万8,  
794円で、1,206円の減となっております。

6款 諸収入、1項 預金利子、予算現額が1,000円、調定額及び収入済

額12万4,675円で、12万3,675円の増となっています。これは普通預金等の利子収入であります。

2項 雑入、予算現額3,000円、調定額及び収入済額が1,792万4,355円で、1,792万1,355円の増となっています。これは売電及び有価物の売却益によっております。

歳入合計、予算現額277億5,158万7,000円、調定額276億9,085万109円、収入済額が276億7,292万5,754円で、7,866万1,246円の減であります。

令和6年度一般会計歳入歳出決算認定の説明については、以上でございます。何とぞ慎重なご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

**○榎堀議長** ただいま提案者より説明があったとおりであります。本認定案に対し、質疑等ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

別に質疑がなければ、本認定案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本認定案は原案どおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

以上で提出議案を議了いたしましたので、本定例会は、これをもって閉じることになつたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、これをもって本定例会を閉会いたします。

令和7年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始、熱心に重要案件をご審議賜るとともに、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

管理者よりご挨拶があります。管理者。

**○並河管理者** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第2回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、終始、熱心にご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。提出いたしました案件は、全て議案どおりご議決賜り、ありがとうございました。

そして、本議会をもって大橋前議長が先ほど辞職ご挨拶されましたけれども、

組合発足以来一貫してやまとecoクリーンセンター、やまとecoリサイクルセンター、この竣工に向けて共に汗をかいていただきましたことを、この場をお借りして心から御礼申し上げます。榎堀新議長の下で、また新しく議会の体制が発足されたわけではありますが、10市町村民の皆さんの毎日の暮らしに欠かせない本施設でございます。安心安全、地域の皆さんにしっかりとご理解をいただきながら、今後とも施設の運営に努めてまいりますので、議会皆様方のご鞭撻を心からお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午前 10時40分

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月5日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

議 長 榎 堀 秀 樹

前 議 長 大 橋 基 之

副 議 長 萬 津 力 則

署名議員 森 田 裕 康

署名議員 阪 本 学